

# Smoke Free! を目指しませんか? ～禁煙・分煙認定施設の募集をしています～



山梨県では、公共施設や事業所等の多数の人が利用する施設の受動喫煙防止を推進しており、受動喫煙対策を実施している施設を「禁煙・分煙認定施設」として認定しています。

認定施設は、平成26年3月末現在1,633件となっています。

現在未申請の施設につきましては、申請いただけるようにご検討、ご協力をお願いいたします。

本事業の実施要綱、認定施設につきましては県ホームページでご覧いただけます。

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/16873961497.html>

ご不明な点等ありましたら、保健所までお問い合わせください。

## 事業期間

平成25年4月1日～平成35年3月31日

## 認定基準

◆次の項目（1～4）のいずれかに該当する施設であること。

### ・ 1 敷地内禁煙

施設及び施設の存在する敷地内のすべてが禁煙であること。

### ・ 2 屋内禁煙（建物全体）

施設全体が禁煙であり、屋外に喫煙場所があること。

※建物本体の屋根がかかる部分は、建物の一部とみなす。

### ・ 3 屋内禁煙（テナント等建物の一部）

集合施設においてテナント等の区分に応じた管理者単の禁煙であること。

### ・ 4 完全分煙

喫煙室等を設け、タバコの煙や臭いが漏れないよう排気装置等により、「職場における喫煙のためのガイドライン」（平成15年5月9日付け厚生労働省労働基準局長通知）に示す職場の空気環境基準に適合していること。

## 対象施設

県内の学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数者が利用する施設

## 健康増進法第25条（受動喫煙の防止）

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」（平成15年5月1日施行）

## 「禁煙・分煙認定施設」認定までの流れ

### ①禁煙・分煙対策の取り組み

「禁煙・分煙認定施設」の認定を希望する施設の管理者は、認定基準①～④の区分のいずれかの要件に該当するよう受動喫煙対策に取り組む必要があります。

### ②申込書の提出

所定の申込書に記入の上、施設の所在地を管轄する保健所に持参または郵送で提出して下さい。手続きは無料です。

### ③施設の実地調査の日程調整

保健所から実地調査の日程調整のために御連絡をします。

### ④保健所による実地調査

保健所の担当職員が施設を訪問し、「禁煙・分煙認定施設」のチェック項目に基づき施設の取り組み状況を確認します。

### ⑤保健所から実地調査の結果通知（ステッカー交付）

実地調査の結果を文書で通知します。認定された場合は、ステッカーを交付いたします。

## 「禁煙・分煙認定施設」のチェック項目

### 1 敷地内禁煙

敷地内（施設を含む）が全て禁煙であることを標示している。

敷地内（施設を含む）に灰皿等を置いていない。

### 2 屋内禁煙（建物全体） ※建物本体の屋根がかかる部分は、建物の一部とみなす。

施設全体が禁煙であることを標示している。

施設内に灰皿等を置いていない。

屋外に喫煙場所を設置し、標示している。

### 3 屋内禁煙（テナント等建物の一部）

テナント内が禁煙であることを標示している。

テナント内に灰皿等を置いていない。

屋内の共用部分からテナント内に煙も臭いも流入しない構造となっている。

### 4 完全分煙

喫煙室等を設置し、標示している。

十分な能力の排気装置があり、喫煙室等から煙も臭いも漏れておらず、かつ、新鮮な空気の給気にも配慮している。

喫煙室以外の屋内に灰皿等を置いていない。

職場の空気の環境基準については、次の（ア）～（ウ）の基準に適合している旨の第三者の証明を得ていること。

（ア）浮遊粉じんの濃度が0.15mg/m<sup>3</sup>以下であること。

（イ）一酸化炭素（CO）の濃度が10ppm以下であること。

（ウ）気流について、非喫煙場所から喫煙室等への一定の空気の流れが、風速0.2m/s以上であること。

### ■お問い合わせは

保健所等の名称	住 所	電話番号	FAX番号
中北保健福祉事務所	〒400-8543 甲府市太田町9-1	055-237-1380	055-235-7115
中北保健福祉事務所峡北支所	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	0551-23-3073	0551-23-3075
峡東保健福祉事務所	〒405-0003 山梨市下井尻126-1	0553-20-2753	0553-20-2795
峡南保健福祉事務所	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鵜沢771-2	0556-22-8155	0556-22-8147
富士・東部保健福祉事務所	〒403-0005 富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9034	0555-24-9037
山梨県福祉保健部健康増進課	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1493	055-223-1499

山梨県ホームページをご覧ください <http://www.pref.yamanashi.jp/>